

第六十八回国会 建設委員会 議第十一号

昭和四十七年四月二十一日(金曜日)委員会において、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

土地住宅問題小委員

大村 裕治君	田村 良平君
古内 広雄君	浜田 幸一君
井上 普方君	山本 幸雄君
北側 義一君	吉田 之久君
田村 良平君	

土地住宅問題小委員長

昭和四十七年四月二十一日(金曜日)

出席委員

午前十時十二分開議

琵琶湖総合開発特別措置法案反対に関する陳情書(京都市左京区吉田本町京都大学理学部教授藤永太一郎外九名(第三三三号))は本委員会に参考送付された。

琵琶湖総合開発特別措置法(内閣提出第一〇四号)連合審査会開会申し入れに関する件

琵琶湖総合開発特別措置法案(内閣提出第一〇〇号)小委員及び小委員長選任の件

琵琶湖総合開発特別措置法案(内閣提出第一〇三号)新都市基盤整備法案(内閣提出第一〇〇号)河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)

琵琶湖から取水する水道、工業用水道及び農業用用排水施設の整備に関する事業

琵琶湖から取水する農業用用排水施設の整備に関する事業(ハ)河川の下流域における水の需要に対応する琵琶湖の水資源の開発のための事業

琵琶湖の水質の保全上重要な下水道の整備に関する事業

琵琶湖の洪水から防護すべき地域の保全上重要な治水事業

琵琶湖の緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

琵琶湖の緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

琵琶湖から取水する他の事業の附帯工事と併せて実施するものその他ハの事業の実施により必要を生じたものを含む)の実施に連して実施することを相当とする区域整理の事業を含む)

琵琶湖の流域内の森林に係る造林及び保育の事業、林道の開設及び改良の事業並びに治山事業

琵琶湖の湖辺に設けられる都市公園及び自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業並びに琵琶湖の景観又は自然環境の維持上重要な土地の保全のためにする当該土地の取得に関する事業

琵琶湖における觀光又はレクリエーションのための資源の開発に寄与する道路及び港湾の整備に関する事業

琵琶湖の水産資源の保護培養及び開発の資源等の利用とをあわせ増進するため、琵琶湖総合開発計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより、近畿圏の健全な発展に寄与することを目的とする。

(琵琶湖総合開発計画の内容)

第二条 琵琶湖総合開発計画は、次に掲げる事項

について定めるものとする。

一 琵琶湖及びその周辺地域の開発及び保全に

関する基本的な方針

二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

十六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

十七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

十八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

十九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

二十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

二十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

二十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

二十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

二十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

二十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

二十六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

二十七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

二十八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

二十九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

三十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

三十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

三十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

三十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

三十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

三十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

三十六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

三十七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

三十八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

三十九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

四十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

四十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

四十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

四十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

四十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

四十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

四十六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

四十七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

四十八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

四十九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

五十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

五十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

五十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

五十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

五十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

五十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

五十六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

五十七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

五十八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

五十九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

六十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

六十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

六十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

六十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

六十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

六十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

六十六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

六十七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

六十八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

六十九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

七十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

七十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

七十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

七十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

七十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

七十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

七十六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

七十七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

七十八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

七十九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

八十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

八十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

八十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

八十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

八十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

八十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

八十六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

八十七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

八十八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

八十九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

九十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

九十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

九十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

九十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

九十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

九十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

九十六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

九十七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

九十八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

九十九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百一十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百一十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百一十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百一十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百一十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百一十六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百一十七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百一十八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百一十九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百二十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百二十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百二十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百二十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百二十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百二十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百二十六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百二十七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百二十八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百二十九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百三十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百三十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百三十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百三十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百三十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百三十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百三十六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百三十七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百三十八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百三十九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百四十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百四十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百四十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百四十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百四十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百四十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百四十六 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百四十七 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百四十八 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百四十九 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百五十 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百五十一 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百五十二 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百五十三 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百五十四 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百五十五 前号の方針に基づき実施すべき次の事業の概要

一百五十六 前号の方針に基づき

な政令で定める事業
琵琶湖総合開発計画は、全國総合開発計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、淀川水系に係る水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百七号）第四条第一項の規定による水資源開発基本計画及び河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定による工事実施基本計画その他琵琶湖及びその周辺地域の開発及び保全と関係を有する国の計画との調和が保たれたものでなければならず、かつ、前項第二号への事業の琵琶湖における水産業に及ぼす影響について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

（琵琶湖総合開発計画の決定及び変更）

第三条 滋賀県知事は、琵琶湖総合開発計画の案を作成し、これを近畿圏整備長官を通じて内閣総理大臣に提出するものとする。この場合において、琵琶湖総合開発計画の案の作成については、滋賀県知事は、あらかじめ、関係府県知事の意見をきき、かつ、次項の規定による内閣総理大臣の指示があつた場合にはその指示に従わなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長と協議の上、滋賀県知事に対し、琵琶湖総合開発計画の案の作成上準備すべき事項を指示することができる。
3 内閣総理大臣は、第一項の規定により提出された案に基づき、年度計画を決定するものとしなければならない。

4 前各項の規定は、琵琶湖総合開発計画を変更する場合について準用する。
(年度計画の決定)

第四条 滋賀県知事は、毎年度、その年度の開始前までに、琵琶湖総合開発計画に基づく当該年度の各事業（政令で定める事業を除く。）の実施に関する計画（以下「年度計画」という。）の案を作成し、これを近畿圏整備長官を通じて当該各事業に関する主務大臣に提出するとともに、

関係行政機関の長に送付するものとする。
2 滋賀県知事は、前項の規定により、第十二条第一項の規定に基づきその経費の一部を負担すべき地方公共団体が定められている事業に係る年度計画の案を主務大臣に提出したときは、遅滞なく、これをその地方公共団体に送付するものとする。

3 近畿圏整備長官又は関係行政機関の長は、必要があると認めるときは、第一項の規定により提出され又は送付された案に關し、主務大臣に（関係行政機関の長にあつては、近畿圏整備長官を通じて主務大臣に）意見を述べることができる。

4 第一項の主務大臣は、同項の規定により提出された案に基づき、年度計画を決定するものとする。

5 第一項の主務大臣は、年度計画を決定したときは、これを近畿圏整備長官及び関係行政機関の長並びに滋賀県知事に送付するものとする。
第六条 総合開発事業（第二条第一項第二号ハ）の事業を除く。琵琶湖の湖岸及び湖底の清掃及び整地その他これらに類する琵琶湖の維持管理の事業並びに琵琶湖及びその周辺地域の開発及び保全に寄与する施設で当該地域に存するものの維持管理の事業のうち、総合開発事業たる事業を除く。琵琶湖及びその周辺地域について生ずべき不利益（水資源開発事業）の特例）。

第七条 総合開発事業を実施する者は、当該事業の実施によつて土地に因する権利、漁業権その他の権利に因り損失を受けたため生活の基礎を失うこととなる者について、その受ける補償と相まって次に掲げる生活再建のための措置が実施されることを必要とするときは、その者の申出に基づき、事情の許す限り、当該生活再建のための措置のあつせんに努めるものとする。
一 土地又は建物の取得に關すること。
二 職業の紹介、指導又は訓練に關すること。
(国の負担又は補助の割合等の特例)

第八条 総合開発事業のうち別表に掲げる事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国負担割合」という。）は、他の法令の規定にかかるわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。
2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令の規定による国の負担割合が、同項の政令で定める割合をこえるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかるわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 第一項に規定する事業に係る経費につき前二項の規定による国の負担割合により國が負担し又は補助する場合における國の負担金若しくは補助金の交付又は地方公共団体の負担金の納付令で、必要な特例を定めることができる。

関し、できる限り協力しなければならない。
2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときには、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者に対し、琵琶湖総合開発計画の実施に關し勧告し、及びその勧告によつて採られた措置その他琵琶湖総合開発計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

3 関係行政機関の長は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定による勧告をすべきことを要請することができる。

第十条 国は、前二条に定めるもののはか、琵琶湖総合開発計画を達成するために必要があると認めるときは、総合開発事業を実施する者に対する援助を與えること及び金融上の援助を与えることがで

きる。
第九条 国は、総合開発事業の用に供するため必要なと認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

（国の財政上及び金融上の援助）

（國の普通財産の譲渡）

律第七百七十七号)第三条第二項に規定する

水道事業の用に供するものの給水区域又は

給水予定区域

口 前号の施設を利用して河川の流水をその用に供する水道で水道法第三条第四項に規定する水道用供給事業の用に供するもの

の給水対象事業者が設置する水道の給水区

域又は給水予定区域

八 前号の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

2 近畿圏整備長官、厚生大臣、通商産業大臣及び自治大臣は、前項の規定による負担に因し、関係当該者のうち一以上の申出に基づき、あつせんをすることができる。

3 第一項の規定による協議が成立した場合においては、関係当事者は、遅滞なく、近畿圏整備長官、厚生大臣、通商産業大臣、自治大臣その他その協議に係る事業に関する主務大臣に対し、その協議が成立した事項を報告しなければならない。ただし、前項のあつせんに基づきその協議が成立した場合には、近畿圏整備長官、厚生大臣、通商産業大臣及び自治大臣に対しても、この限りではない。

4 第一項各号に掲げる地方公共団体は、琵琶湖及びその周辺地域の全部又は一部をその区域内に含む地方公共団体で総合開発事業(水資源開発事業を除く。)を実施するものに対し、当該事業の実施に必要な資金を融通することができる。

(琵琶湖管理基金)

第五十一条 球磨湖及びその周辺地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体は、琵琶湖の湖岸及び湖底の清掃及び整地その他これらに類する琵琶湖の維持管理の事業並びに琵琶湖及びその周辺地域の開発及び保全に寄与する施設で該地域に存するものの維持管理の事業の適正かつ円滑な実施を図るために必要があると認める

ときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十

七号)第二百四十一号の基金として、琵琶湖管

理基金を設けることができる。

附 則

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

第八条(別表を含む。)の規定は、昭和四十

七年度分の事業(昭和四十六年度分の事業で翌

年度に繰り越したものとし、第三条

第三項の規定による琵琶湖総合開発計画の決定前に実施されたものを含む。)に係る経費に対する國の負担金又は補助金から適用する。

四項に規定する工事の実施に供する

ものとの給水区域又は給水予定区域

五 他の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

六 他の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

七 他の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

八 他の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

九 他の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

十 他の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

十一 他の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

十二 他の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

十三 他の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

十四 他の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

十五 他の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

十六 他の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

十七 他の施設を利用して河川の流水をその用に供する工業用水道で工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

四項に規定する工業用河川事業の用に供す

るものとの給水区域又は給水予定区域

昭和四十八年度に交付するものとする。

(近畿圏整備法の一部改正)

六 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)(これに基づく命令を含む。)の一部を次のように改正する。

母)の一部を次のように改正する。

第十四条中第八号を第九号とし、第七号の次に

次の二号を加える。

八 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第二百二十九号)(これに基づく命令を含む。)により内閣総理大臣の権限に属する事務を処理すること。

○亀山委員長 ます、提案理由の説明を聽取いたします。西村国務大臣。

○西村国務大臣 ただいま議題となりました琵琶

湖総合開発特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、琵琶湖総合開発計画は琵琶湖及びその周辺地域の開発及び保全に関する基本的な方針と、その方針に基づいて実施すべき各事業の概要について定めるものとし、内閣総理大臣が、滋賀県知事の作成した案に基づき、これを決定するこ

とにいたしております。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、琵琶湖総合開発計画は琵琶湖及びその周辺地域の開発及び保全に関する基本的な方針

と、その方針に基づいて実施すべき各事業の概要について定めるものとし、内閣総理大臣が、滋賀

県知事の作成した案に基づき、これを決定するこ

とにいたしております。

また、琵琶湖総合開発計画に基づく毎年度の事

業については、当該事業に関する各主務大臣が、滋賀県知事の作成した案に基づき、年度計画を決定することとしております。

第二に、國は、琵琶湖総合開発計画の実施に要する経費を負担する地元地方公共団体等に対し、必要な財政上及び金融上の援助を与えることいたしておりますが、特に、河川事業、下水道事業等特定の事業については、國の負担割合を引き上げることいたしました。

第三に、琵琶湖の水資源開発事業により琵琶湖及びその周辺地域について生すべき不利益を補う効用を有する特定の事業については、その経費を負担する滋賀県その他の地元地方公共団体は、当該水資源開発事業により受益する淀川下流域の利水関係地方公共団体との協議により、その負担額の一部をこれに負担させることができることといたしております。

この法律は、昭和五十六年度までの限時法であります。また、昭和四十七年度の特例として、同年度分の事業にかかる國の負担割合の引き上げ差額は、昭和四十八年度に交付することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○亀山委員長 以上で提案理由の説明聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○亀山委員長 次に、去る十八日、本委員会に付託されました内閣提出、新都市基盤整備法案を議題といたします。

新都市基盤整備法案 新都市基盤整備法

目次

第一章 総則（第一条～第六条）

第二章 新都市基盤整備事業

第一節 新都市基盤整備事業の認可等（第七条～第十九条）

第二節 土地等の収用の特例（第十条～第一十一条）

第三節 土地整理（第十二条～第十九条）

第一款 通則（第二十二条～第二十九条）

第二款 換地計画（第三十条～第三十八条）

第三款 仮換地の指定、換地処分、清算及び権利関係の調整（第三十九条～第四十三条）

第四節 処分計画（第四十四条～第四十七条）

第五節 施設用地の処分等（第四十八条～第四十九条）

第六節 雜則（第五十三条～第六十六条）

附則（第六十七条～第七十条）

第二章 総則（目的）

第一条

この法律は、人口の集中の著しい大都市の周辺の地域における新都市の建設に関し、新都市基盤整備事業の施行その他必要な事項を定めることにより、大都市圏における健全な新都市の基盤整備を図り、もつて大都市における人口集中と宅地需給の緩和に資するとともに大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

この法律において「新都市」とは、人口の集中の著しい大都市の周辺の地域における新都市の建設に関し、新都市基盤整備事業の施行その他必要な事項を定めることにより、大都市圏における健全な新都市の基盤整備を図り、もつて大都市における人口集中と宅地需給の緩和に資するとともに大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第三条

（定義）

第四条

（定義）

第二章 総則（目的）

3 この法律において「施行者」とは、新都市基盤整備事業を施行する者をいう。

4 この法律において「施行区域」とは、新都市基盤整備事業を施行する土地の区域をいう。

5 この法律において「根幹公共施設」とは、施行区域を良好な環境の都市とするために必要な根幹的な道路、鉄道、公園、下水道その他の公共の用に供する施設として政令で定めるものをいう。

6 この法律において「開発誘導地区」とは、施行区域を都市として開発するための中核となる地区として、一団地の住宅施設及び教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で施行区域内の居住者の共同の福祉若しくは利用のため必要なものの用に供すべき土地の区域又は都市計画法第十二条第二項第三号に規定する工業団地造成事業が施行されるべき土地の区域をいう。

7 この法律において「当初収用率」とは、根幹公共施設の用に供すべき土地の面積と開発誘導地区に充てるべき土地の面積とを計算した面積から施行者が事業計画の認可又は承認の申請の時ににおいて所有している土地（他人の権利の目的となつていている土地を除く）の面積を換算した面積の施行区域（施行者が事業計画の認可又は承認の申請の時ににおいて所有している土地（他人の権利の目的となつていている土地を除く）及び次に掲げる土地で施行者が事業計画の認可又は承認の申請の時ににおいて所有している土地（他人の権利の目的となつていている土地を除く）の面積を換算した面積の施行区域を除く）の面積に対する割合をいう。

8 この法律において「確定収用率」とは、根幹公共施設の用に供すべき土地の面積と開発誘導地区に充てるべき土地の面積とを計算した面積から施行者が第十三条第一項に規定する日において施行区域内外に所有している土地（前項各号に掲げる土地及び他人の権利の目的となつている土地を除く）の面積を換算した面積の施行区域（同項各号に掲げる土地で施行者以外の者の所有に係るもの、施行者が同日において所有している土地（他人の権利の目的となつている土地を除く）及び第十条第三項の規定により施行者が収用することができない土地（施行者の所有に係る部分を除く）の区域を除く）の面積に対する割合をいう。

9 この法律において「市街化区域」とは、新都市基盤整備事業に係る都市計画に定めるべき施行区域は、市街化区域の次に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

10 この法律において「市街化区域」とは、市街化区域に伴う住宅の需要に応ずるに足りる適当な宅地が著しく不足し、又は著しく不足するおそれがある大都市の周辺の区域で、次に掲げる要件を備えているものである。

イ 良好な住宅市街地が相当部分を占める都市として一体的に開発される自然的及び社会的条件を備えていること。

ロ 当該区域を住宅市街地が相当部分を占める

した後においては、第一項の規定にかかわらず、買受権を行使することができない。

5 施行者は、第一項の規定による買受権を行使した者の買い受けるべき土地の面積と同項に規定する不用となつた土地の形状、面積等を考慮して、建設省令で定めるところにより、当該買い受けるべき土地がいずれも著しく不整形となるよう定めて、同項の規定による買受権を行使した者と土地の価額について協議しないければならない。この場合において、土地の価額は、第三項の規定による通知又は第一回の公告の時における価格とする。

6 第九条第五項の規定は、前項前段の場合について準用する。

7 第一項の規定によりあん分した面積の土地が過小となることにより買い受けるべき土地の利用が困難となることにより買い受けるべき土地の規定にかかるはず、施行者は、政令で定めるところにより、同項に規定する不用となつた土地を利用し易い形状及び規模の土地に分割して同項の規定による買受権を行使した者の競争による入札の方法で売り渡すことができる。

8 前項の場合において、売渡し価額が時価をこえるときは、施行者は、政令で定めるところにより、そのこえる額の合計額について、第一項の規定による買受権を行使した者に対し、その者に係る権利取得裁決によつて収用された土地の面積によつてあん分した額を払い渡さなければならぬ。

(土地収用法の適用除外)

第二十一条 土地収用法第十一條から第十五條まで及び第三十五条の規定は、施行者が同法第三十条の二において準用する同法第三十条第一項の規定による届出をした後は、適用しない。

2 土地収用法第百六条及び第百七条の規定は、百三十条第四項の規定による公告の日の翌日以後前条第一項に規定する不用となつた土地については、適用しない。

第三節 土地整理

第一款 通則

(施行規程及び施行計画の決定)

第二十二条 施行者は、土地収用法第三十条の二において準用する同法第三十条第一項の規定による届出をした後、すみやかに、土地整理を施行するため施行規程及び施行計画を定めなければならない。この場合において、土地の集約のため公共施設の新設を必要とするときは、当該新設しようとする公共施設の用に供すべき土地の面積の施行区域の面積から根幹公共施設の用に供すべき土地の面積及び第二条第七項各号に掲げる土地の面積を控除した面積に対する割合を定めなければならない。この場合において、その施行計画において定める設計の概要については、建設省令で定めるところにより、都道府県及び日本住宅公団にあつては建設大臣の、その他の者については都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項前段の場合において、施行者が日本住宅公団であるときは、施行規程について建設大臣の認可を受けなければならない。

3 日本住宅公団は、施行計画を定めようとする場合においては、当該施行計画について、あらかじめ、施行区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見をきかなければならない。

4 日本住宅公団は、第一項の認可を申請しようとするときは、前項の規定により聽取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添附しなければならない。

(施行規程)

第二十三条 施行規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 土地整理の名称
二 施行区域(施行区域を工区に分ける場合においては、施行区域及び工区。次条第二項において同じく)に含まれる地域の名称

三 事務所の所在地
四 土地整理審議会並びにその委員及び予備委員に關する事項(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。)

五 その他政令で定める事項

2 地方公共団体が定める施行規程は、当該地方公共団体の条例で定める。

第二十四条 施行計画においては、建設省令で定めるところにより、施行区域、設計の概要、土地整理実施期間及び資金計画を定めなければならない。

この場合において、土地の集約のため二筆以上の宅地が一團となるよう、又は他の所有者の宅地とあわせて一團となるよう換地が定められることを希望する旨の申出をすることである。

2 施行者は、前項に規定する公告があつたときは、逕滑なく、建設省令で定めるところにより、同項の申出ができる旨を施行区域内の宅地の所有者に周知させる措置をとらなければならない。

2 施行計画においては、土地整理を実施するため必要な公共施設及び宅地(第二条第七項第一号に掲げる土地以外のものをいう。以下この節において同じ。)に関する計画が適正に定められていないなければならない。

2 施行計画においては、土地整理実施期間は適切に定めなければならない。

3 施行計画における設計の概要是、新都市基盤整備事業に關する都市計画に適合して定めなければならない。

3 施行計画においては、土地整理実施期間は、建設省令で定める。

(施行計画の決定及び変更)

第二十五条 地方公共団体が施行計画を定め、又は変更しようとする場合については、土地整理実施計画第五十五条の規定を準用する。

2 日本住宅公団が施行計画を定め、又は変更しようとする場合は、日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第三十六条第五項から第十五項までの規定を準用する。

3 施行者は、施行計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、施行計画又はその変更に關係のある根幹公共施設を管理する者となるべき者に協議しなければならない。

(評議員)

第二十八条 地方公共団体の長又は日本住宅公団

3 総裁は、地方公共団体又は日本住宅公団が施行する新都市基盤整備事業ごとに、土地の評議について経験を有する者三人以上を、審議会の同

意を得て、評議員に選任しなければならない。

2 前項の評議員は、非常勤とする。

3 地方公共団体又は日本住宅公団は、換地計画において清算金を定めようとする場合においては、土地及び土地について存する権利の価額を評価しなければならないものとし、その評議員に

本住宅公団法第三十六条第十一項の規定による公告があつた日から二月以内に、建設省令で定めるところにより、その所有する宅地について、

二筆以上の宅地が一團となるよう、又は他の所有者の宅地とあわせて一團となるよう換地が定められることを希望する旨の申出をすることである。

2 施行者は、前項に規定する公告があつたときは、逎滑なく、建設省令で定めるところにより、同項の申出ができる旨を施行区域内の宅地の所有者に周知させる措置をとらなければならない。

2 施行計画においては、土地整理を実施するため必要な公共施設及び宅地(第二条第七項第一号に掲げる土地以外のものをいう。以下この節において同じ。)に関する計画が適正に定められていないなければならない。

3 施行計画における設計の概要是、新都市基盤整備事業に關する都市計画に適合して定めなければならない。

3 施行計画においては、土地整理実施期間は、建設省令で定める。

(土地整理審議会)

第二十七条 新都市基盤整備事業ごとに、地方公共団体又は日本住宅公団に土地整理審議会(以下この条及び次条において「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、換地計画及び仮換地の指定に関する事項についてこの法律及びこの法律において準用する土地整理法に定める権限を行なう。

3 土地整理法第五十六条第二項及び第四項、第五十七條から第六十四條まで並びに第七十三条(第一項ただし書を除く。)の規定は、

4 公団に置かれる審議会の委員について準用する。

4 日本住宅公団法第十九条の規定は、日本住宅公団に置かれる審議会の委員について準用する。

(評議員)

第二十八条 地方公共団体の長又は日本住宅公団

3 総裁は、地方公共団体又は日本住宅公団が施行する新都市基盤整備事業ごとに、土地の評議について経験を有する者三人以上を、審議会の同

意を得て、評議員に選任しなければならない。

2 前項の評議員は、非常勤とする。

3 地方公共団体又は日本住宅公団は、換地計画において清算金を定めようとする場合においては、土地及び土地について存する権利の価額を評価しなければならないものとし、その評議員に

ついては、第一項の規定により選任された評議員の意見をきかなければならない。

4 日本住宅公団の選任する評議員について準用する。

(土地区画整理法の準用)

第三十九条 土地区画整理法第十九条の規定は、日本住宅公団の選任する評議員について準用する。

第十八条、第八十条、第八十二条、第八十三条及び第十八条(第六項を除く。)の規定は、土地整理について準用する。

第二款 換地計画

(換地計画の決定及び認可)

第三十条 施行者は、施行区域内の宅地について換地処分を行なうため、換地計画を定めなければならぬ。この場合において、施行者が市町村又は日本住宅公団であるときは、建設省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第八十六条第二項及び第三項の規定は、前項の換地計画について準用する。

(換地計画)

第三十一条 換地計画においては、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 換地設計

二 各筆換地明細

三 各筆各権利別清算金明細

四 換地を定めない宅地その他の特別の定めをする土地の明細

(換地計画の継続及び換地計画についての意見)(換地)

第三十二条 施行者が換地計画を定めようとする場合については、土地区画整理法第八十八条第二項から第七項までの規定を準用する。

(換地)

第三十三条 換地計画において換地を定める場合においては、次の規定により根幹公共施設の川に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定された

き土地に換地すべき土地として指定されるものと除き、換地及び從前の宅地の地積が照應するよう定め、かつ、換地及び從前の宅地の位

置、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に勘案して施行区域内において換地が定められる者の衡平が図られるように定めなければならない。

2 土地区画整理法第八十九条第二項の規定は、前項の規定により換地を定める場合について準用する。

(根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地の指定)

第三十四条 換地計画においては、新都市基盤整備事業の用に供するため収用により取得した土地及び施行者が所有するその他の土地(第二条第七項等に掲げる土地を除く。)の全部又は一部を根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定しなければならない。

(換地を定めるに当たつて二回となるよう配慮すべき場合)

第三十五条 第二十六条第一項の規定により一回となるよう換地が定められることを希望する旨の申出があつた宅地については、当該宅地を一回として用いることが土地の利用上望ましいと認められるときは、換地計画において換地を定めるに当たつて、当該宅地が一回となるよう配慮しなければならない。

(換地計画を定める場合の基準)

第三十六条 換地計画を定めるに当たつては、土地区画整理法第九十条から第九十二条まで並びに第九十五条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定を準用する。

(清算金)

第三十七条 第三十四条の規定により根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定された

土地以外の宅地の換地に伴う清算については、

土地区画整理法第九十四条前段の規定を準用する。

(換地計画の変更)

第三十八条 都町村又は日本住宅公団は、換地計画を変更しようとする場合には、建設省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第八十六条第三項の規定は、市町村又は日本住宅公団から前項の認可の申請があつた場合について、同法第八十八条第二項から第七項までの規定は施行者が換地計画を変更しようとする場合(建設省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)について準用する。

(仮換地の指定、換地処分、清算及び権利関係の調整)

第三款 仮換地の指定、換地処分、清算及び権利関係の調整についての規定は、土地整理に伴う権利関係の調整についての規定を準用する。

(処分計画)

第四十四条 施行者は、建設省令で定めるところにより、処分計画を定めなければならない。

2 処分計画においては、根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区内の土地(以下「施設用地」と総称する。)の処分方法及び処分価額に関する事項並びに処分後の開発誘導地区内の土地の利用の規制に関する事項を定めなければならない。

(処分計画の認可等)

第四十五条 施行者は、処分計画を定めようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合(建設省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)においても、同様とする。

(処分計画の基準)

第四十六条 処分計画においては、都市計画において定められた開発誘導地区内の土地の利用計画を実現するため適切かつ効果的であるように当該地区内の土地の処分方法を定めなければならない。

2 第二十五条第二項の規定は、施行者が処分計画を定め、又変更しようとする場合について準用する。

(処分計画の基準)

第四十七条 第三十四条の規定により根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定された

土地以外の宅地の換地に伴う清算については、

第四十二条 土地整理における清算については、土地区画整理法第百十一条第一項から第六項まで及び第八項、第一百一十二条第一項並びに第一百二十二条の規定を準用する。

(権利関係の調整)

第四十三条 土地整理に伴う権利関係の調整についての規定は、土地区画整理法第三章第七節の規定を準用する。

第四節 処分計画

(処分計画)

第四十四条 施行者は、建設省令で定めるところにより、処分計画を定めなければならない。

2 処分計画においては、根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区内の土地(以下「施設用地」と総称する。)の処分方法及び処分価額に関する事項並びに処分後の開発誘導地区内の土地の利用の規制に関する事項を定めなければならない。

(処分計画の認可等)

第四十五条 施行者は、処分計画を定めようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合(建設省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)においても、同様とする。

(処分計画の基準)

第四十六条 処分計画においては、都市計画において定められた開発誘導地区内の土地の利用計画を実現するため適切かつ効果的であるように当該地区内の土地の処分方法を定めなければならない。

2 第二十五条第二項の規定は、施行者が処分計画を定め、又変更しようとする場合について準用する。

(処分計画の基準)

第四十七条 第三十四条の規定により根幹公共施設の用に供すべき土地及び開発誘導地区に充てるべき土地に換地すべき土地として指定された

土地以外の宅地の換地に伴う清算については、

ない。

第四十七条 処分計画においては、政令で特別の定めをするものを除き、根幹公共施設の用に供すべき土地は当該根幹公共施設を管理する者となるべき者に、開発誘導地区内の土地は当該地区内の土地を都市計画において定められた当該土地の利用計画に適合するよう造成することとなるが、地方公共団体、日本住宅公団又は地方住宅供給公社に譲り渡すように定めなければならない。

第五節 施設用地の処分等

(施設用地の処分)

第四十八条 施行者は、施設用地をこの法律及び

処分計画に従つて処分しなければならない。

2 地方公共団体がこの法律の規定により行なう

施設用地の処分については、当該地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(実施計画の認可等)

第四十九条 施行者又は開発誘導地区内の土地を施行者から譲り受けた者(第四十七条の政令において特別の定めをするものを譲り受けた者を除く)は、建設省令で定める

建設されることとなる施設の敷地として造成しようとするとき(工業団地造成事業を施行しようとする場合を除く)は、当該地区内の土地を当該土地の上に建設されることとなる施設の敷地として造成しようとするとき(工業団地造成事業を施行しようとする場合を除く)は、建設省令で定めるところにより、当該土地の造成及びその土地の上に建設されることとなる施設の建設に関する条件を除く。この限りでない。

2 施行者若しくは開発誘導地区内の土地を施行者から譲り受けた者又はこれらの者から造成された敷地を譲り受けた者(第四十七条の政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く)においても、同様とする。

前項の実施計画をすみやかに実現するよう努めなければならない。

3 第一項の実施計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(建築物の建築義務)

第五十条 施行者から第四十七条の政令において特別の定めをするものを、又は実施計画に基づき敷地を造成した者から教育施設、医療施設、購買施設その他の施設で、施行区域内の居住者の共同の福祉又は便利のため必要なものを建築すべき土地を譲り受けた者(その承継人を含むものとし、國、地方公共団体、日本住宅公団及び地方住宅供給公社を除く)は、その譲受けの日から二年以内に、処分計画又は実施計画で定める建築物を建築しなければならない。

(開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限)

第五十一条 第四十一條において准用する土地区画整理法第百三條第四項の規定による公告の日の翌日から十年間は開発誘導地区内の土地(工業団地造成事業を施行すべき土地を除く)は、当該土地の上に建築された建築物に因する所有権、地上権、賃貸權、使用借合による権利又は買賣權その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、建設省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

2 前項の特約に基づく買戻權は、開発誘導地区内の土地若しくは敷地を譲り受けた者又はその承継人が第五十条若しくは前条第一項の規定に違反した場合又は同条第三項の規定により附された条件に違反した場合に限り、行使することができる。

3 前項の規定にかわらず、同項の土地若しくは敷地又はその上に建築された建築物に因する前条第一項の承認を受けて権利を有する者があるとき、又は前項の違反事実があつた日から起算して三年を経過したときは、第一項の特約に基づく買戻權は、行使することができない。

4 第一項の規定により買戻した土地又は敷地は、処分計画の趣旨に従つて処分しなければならない。

定又は移転により不当の利益を受けるものであるかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の土地の利用の規制の趣旨に従つて当該土地を利用すると認められるものであるかどうかを考慮してしなければならない。

3 第一項に規定する承認には、処分計画に定めたために必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(買戻權)

第五十二条 施行者が処分計画に従つて開発誘導地区内の土地を譲り渡す場合又は実施計画に基づき敷地を造成した者がその敷地を譲り渡す場合においては、これらの者は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百七十九条の定めるところに従い、当該譲渡の日から第四十二条において准用する土地区画整理法第百三條第四項の規定による公告の日の翌日から十年を経過する

までに従事する土地の買戻しの期間とする買戻しの特約をつけなければならない。

2 前項の特約に基づく買戻權は、開発誘導地区内に建設された建築物に因する所有権、地上権、賃貸權、使用借合による権利又は買賣權その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、建設省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

3 前項の特約に基づく買戻權は、開発誘導地区内の土地若しくは敷地を譲り受けた者又はその承継人が第五十条若しくは前条第一項の規定に違反した場合又は同条第三項の規定により附された条件に違反した場合に限り、行使することができる。

4 第一項の規定により買戻した土地又は敷地は、処分計画の趣旨に従つて処分しなければならない。

(標識の設置)

第五十三条 新都市基盤整備事業を施行しようとする者又は施行者は、新都市基盤整備事業の施行の準備若しくは施行に必要な測量を行なうたるものであるが、又は仮換地若しくは換地の位置を表示するため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは解除し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係機関の調整等)

第五十四条 新都市基盤整備事業を施行しようとする者又は施行者は、新都市基盤整備事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、新都市基盤整備事業を施行しようとする若しくは施行する土地を管轄する登記所に

ては、新都市基盤整備事業を施行しようとする若しくは施行する土地を管轄する登記所に對し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは贈写又はその原本若しくは抄本の交付を求めることができる。

2 何人も、前項の規定により新都市基盤整備事業に要する費用は、施行者の負担とする。

(費用の負担)

第五十五条 新都市基盤整備事業に要する費用は、新都市基盤整備事業の引継ぎ

2 現に施行されている新都市基盤整備事業の施工区域となつてゐる土地の区域について、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者がある場合には、その新都市基盤整備事業を施行することができる。

3 前項の規定にかわらず、同項の土地若しくは敷地又はその上に建築された建築物に因する前条第一項の承認を受けて権利を有する者があるとき、又は前項の違反事実があつた日から起算して三年を経過したときは、第一項の特約に基づく買戻權は、行使することができない。

4 第一項の規定により買戻した土地又は敷地は、処分計画の趣旨に従つて処分しなければならない。

九

第三章 雜則

3 前項の規定により新都市基盤整備事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることがない。

2 現に施行されている新都市基盤整備事業の施工区域となつてゐる土地の区域について、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者がある場合には、その新都市基盤整備事業を施行することができる。

3 前項の規定により新都市基盤整備事業を引き継ぐこととなつた施行者が新都市基盤整備事業の施行に因して有していた権利義務(その者

下に「及び新都市基盤整備事業」を加える。

(建築基準法の一部改正)

3 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第二号中「又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)」を「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)」又

は新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第4号)に改め、同項第四号及び第五号中「又は都市再開発法」を「都市再開発法又は新都市基盤整備法」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)4 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第4号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「前二号」を「第一号から前号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 都市計画法第十二条第二項の規定により新都市基盤整備事業の施行区域として定められた土地の区域内に所在する土地

(日本住宅公团法の一部改正)

5 日本住宅公团法の一部を次のように改正する。

第三十一条中第十四号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、同条第十二号の次に次の二号を加える。

六 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第4号)による新都市基盤整備事業を施行すること。

(建設省設置法の一部改正)

6 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号の四を第二十二号の五とし、第二十二号の三の次に次の二号を加える。

二十二の四 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第4号)の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項中「同条第二十二号の三」の下

に「及び第二十二号の四」を加え、同条第七項

中「第二十二号の四」を「第二十二号の五」に改める。

第四条の二第三項中「同条第二十二号の三」

の下に「及び第二十二号の四」を加える。

に「及び第二十二号の四」を加え、同条第七項

中「第二十二号の四」を「第二十二号の五」に改める。

現下の宅地の需給状況にかんがみ、人口の集中の著しい大都市の周辺の地域における新都市の建設に関し、新都市基盤整備事業の施行その他必要な事項を定めることにより、大都市圏における健全な新都市の基盤整備を図り、もつて大都市における人口集中と宅地需給の緩和に資するとともに、大都市圏の秩序ある発展を期する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

現下の宅地の需給状況にかんがみ、人口の集中の著しい大都市の周辺の地域における新都市の建設に関し、新都市基盤整備事業の施行その他必要な事項を定めることにより、大都市圏における人口集中と宅地需給の緩和に資するとともに、大都市圏の秩序ある発展を期する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

○亀山委員長 まず、提案理由の説明を聽取いたします。

○西村国務大臣 ただいま議題となりました新都市基盤整備法案につきまして、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

最近における人口・産業の都市集中に伴い、土地問題はますます緊要の課題となりつつあります。

このための対策としては、人口・産業の大都市への集中の抑制、市街化区域内の土地の有効利用の促進、地価形成の合理化、公的土地区画整理の拡大等の総合的施策を強力に推進するとともに、大都市及びその周辺の地域における宅地の大量かつ計画的な供給をはかる必要があります。

本法案は、大都市の周辺の地域における計画的な宅地開発を推進するため、新たな宅地開発制度を創設し、これに対応しようとすることでありま

す。

二十二の四 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第4号)の施行に関する事務を

施行すること。

(建設省設置法の一部改正)

6 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号の四を第二十二号の五とし、第二十二号の三の次に次の二号を加える。

二十二の四 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第4号)の施行に関する事務を

施行すること。

体、日本住宅公团等によりこれらの事業が施行され、宅地の大量供給に寄与してまいりましたが、大都市及びその周辺の地域における現下の宅地需給の不均衡に対処するためには、宅地開発適地について從来どおり新住宅市街地開発事業及び土地区画整理事業の施行の促進をはかるとともに、さ

らに、交通施設等の社会資本が乏しい等の理由により、處全な市街地として発展させることが困難な地域についても、大規模な宅地開発を行なう必要があり、そのため公共施設の整備はもとより、教育施設、商業業務施設、医療施設等居住者の生

活上必要な諸施設の整備をするための新たな措置を講ずることにより、これを宅地として供給することが必要であります。

本法案によります新都市基盤整備に関する制度は、このように大規模な宅地開発を行なうことで、大都市における人口・産業の集中の緩和と宅地需給の均衡に資するとともに、大都市の秩序ある発展に寄与することを目的とするものであります。

次に、本法案による新都市基盤整備事業を実行するための概要を申し述べます。

第一に、新都市の建設をできるだけ能率的、効果的に行なうため、新都市基盤整備事業を施行する制度の概要を申し述べます。

第一に、新都市の建設をできるだけ能率的、効果的に行なうため、新都市基盤整備事業を施行する制度の概要を申し述べます。

次に、本法案による新都市基盤整備事業を実行するための概要を申し述べます。

第一に、新都市の建設をできるだけ能率的、効果的に行なうため、新都市基盤整備事業を施行する制度の概要を申し述べます。

次に、内閣提出、河川法の一部を改正する法律案、内閣提出、特定多目的ダム法の一部を改正する法律案及び内閣提出、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題いたしました。

○井上委員 私は、さようは河川一般につきまして、最も質問することをお許し願いたいと思うのであります。

びはある。それからもう一つ、今まで政令で一級河川の指定をすることができておったのを、このたびは大臣の告示によつてきめるようになつておりますが、これはどういうわけでこういうような改正をやつたのか、ひとつお伺いをいたしました。

〔委員長退席、服部委員長代理着席〕

○川崎政府委員 お答え申し上げます。

今回河川法を改正いたしまして、四条の内容を変えることを検討をお願いいたしておるわけでございます。これは、在来から一級水系の指定並びに一級河川の指定、こういったものにつきましてはこれを政令で指定することにいたしております。しかし、一級水系そのものの指定は在来どおりでございますが、いわゆるその水系にかかります河川の指定につきましては、最近の河川指定は一級水系も百六、今回百八になるわけでございまさが、そういうことで大半の河川についてはすでに指定を終えております。したがつて、今後はいわゆる末端の小さい河川の指定が、逐次改修の必要があるというようなことで追加されてくるとか、あるいは河川の在来の地番の変更などとか、どういった事務的な手続が非常に多いのでございまますから、できるだけこれを告示によつて処置したい、こういうようなことで、一面では事務的簡素化、こういったものをねらつたわけでございます。しかしそれにしましても、やはり一級河川を指定いたします以上はいろいろ行政の発動等を伴うわけでござりますから、当然ながらはすして大臣の告示によることにいたしましたが、関係行政機関との協議、そういうものはやはりきめていきたい、こう考えてその条項を入れた次第でございます。

○井上委員 一面においては、どうもいまのお話によりますと、大臣の告示にする理由がはなはだ薄弱であると私はいわざるを得ないと思うのです。一級河川の指定が百八になつたので、そう大きい問題もなく、事務的にやるのだ、しかも事務の簡素化のためにやるのだ、これが政令でなくて

ないと思うのであります。ここに何か法的な根拠のたびは大臣の告示によつてきめるようになつておりますが、これはどういうわけでこういうような改正をやつたのか、ひとつお伺いをいたしました。

〔委員長退席、服部委員長代理着席〕

○川崎政府委員 お答え申し上げます。

今回河川法を改正いたしまして、四条の内容を変えることを検討をお願いいたしておるわけでござります。これは、在来から一級水系の指定並び

に一級河川の指定、こういったものにつきましてはこれを政令で指定することにいたしておりま

した。しかし、一級水系そのものの指定は在来ど

おりでございますが、いわゆるその水系にかかり

ます河川の指定につきましては、最近の河川指定

は一級水系も百六、今回百八になるわけでございまさが、そういうことで大半の河川については

すでに指定を終えております。したがつて、今後は

いわゆる末端の小さい河川の指定が、逐次改修

の必要があるというようなことで追加されてくる

とか、あるいは河川の在来の地番の変更などとか、

どういった事務的な手続が非常に多いのでございまますから、できるだけこれを告示によつて処置し

たい、こういうようなことで、一面では事務的簡

素化、こういったものをねらつたわけでございま

す。しかしそれにしましても、やはり一級河川を

指定いたします以上はいろいろ行政の発動等を伴

うわけでござりますから、当然ながらはすして

大臣の告示によることにいたしました。

○西村国務大臣 お答え申し上げます。

大臣の告示に直すのだという理由には私はなり得

ないと思うのであります。ここに何か法的な根拠

なり、いかなる緊急性があるかということによつ

て政令を告示に直すというならざりらず、少な

くとも大臣の告示によつて指定がやられるという

ことになれば、まさに行政の独走に相なるうかと

思つてございますが、大臣いかがでござります

か。

○西村国務大臣 水系のおもなところはたいへん

いいのですが、水系中非常に悪いところがたくさん

あります。これもなるべくこれから取り入れ

て、いろいろ取り入れていくわ

ざいです。しかし、水系の中でも、いろいろ取り入れていくわ

ざいです。それもだんだん広くなつていくわけで

あります。したがつて今後は、実

質的な審議の内容等につきましてはやはり在来の

手続を踏んでおるわけでござります。したがつ

て、関係の行政機関の長の協議だとかあるいは都

道府県知事の意見を徴する、あるいは河川審議会

の意見を聞く、こういったことにつきましては在

来どおりの手順を踏んでおるわけでございま

すが、やはり政令にいたしますと、政令の各条文を

新規の河川を指定する際にいろいろ変更なければ

いけない。それからさらにそれに伴つて確認、整

備等をいたしまして政令が公布されるわけでござ

りますが、今度告示でありますとそういういた事務

的で、実質的にわれわれが河川指定に對してその重

要性を軽視しておるという、こういったこと

で、実質的にわれわれが河川指定に對してその重

要性を軽視しておるという、こういった事実

は全然ないわけでござります。したがつて、大体

一通り一級河川の指定も終わりましたので、今後

についてはむしろ経常的な事務的な変更とか、經

常的な予想される追加というのも大体軌道に

乗つてくるんじゃないかな。いままでは新しい一級

水系が追加になつたのですから、それに伴つて

一級河川もふえていく、こういう状況が非常に多

かつたわけです。そういう点もかなり事務ベー

スに乗つてくるんじゃないかな、こういうことを考

えまして、先ほどの事務簡素化の趣旨にも沿つて

私ども実施を企図しておるわけでございまして、

特に行政管理庁のほうからの勧告等はございませ

んけれども、趣旨につきましては異論はないと思

えます。と申しますのは、この河川法ができましたのは昭和四十年です。四十一年から行政の簡素化

は盛んに呼ばれておつた次第でござります。その

ことはその理由を明確にしていただきたいのが一

つ。もう一つは、このような事務につきまして、

行政管理庁は告示で行なうべく勧告を下した例は

あります。今後少ないにもかかわらず、こう言われる。今後少ないと

かわら、あと新しく指定するのも数が少ないので

あります。このようにもかかわらず、こう言われる。今後少ないと

かわら、あと新しく指定するのも数が少ないので

ただ、そういった水系にかかりまして新しく河川の指定を追加する場合とか、あるいは地番その他の事務的な変更、こういったものがございますので、そういう場合には、今回お願いをしておりますとおり、政令からこれを告示に切りかえたという趣旨でございます。ちなみに、最近の河川指定の追加件数を見てまいりますと、昭和四十年から四十二年ころにつきましては大体三千七百件から二千二、三百件ございましたが、四十五年くらいから大体四百件ないし三百五十件でございます。それからいろいろな河川の指定の変更件数といふのは、今度は逆にかなりふえてきておりまして、約三百四、五十件から二百二、四十件、こういうことで、そういった変更等の事務的なものは次第にふえてきておる。しかし新しく河川を指定するというようななことにつきましては、これは水系指定がだんだん少なくなつておりますので、その数も規模内容等もどんどん小さく減ってきておる。こういったことを踏まえまして、できるだけ手続的に簡素化をしていきたい。ただし政府部内の意思統一とか、あるいは河川審議会の意見とか、あるいはまた関係の都道府県知事の意見とか、こういった実質的な手續は在来どおり踏んでまいりたいと考えておる次第でございます。

らく行政管理庁から勧告せられた事項につきましても、逐次実行に移したいという段階じゃなく、かろうかと私は思うのです。その中で、政令をやめて告示に切りかえると、いきなりばかっと出てくるのに奇異な感じを深くすると同時に、またその政令という法律行為を大臣の告示行為に直してしまって、ここに行政権の独走ぶりがあるのじゃなかろうか。私どもは非常に議論といたしまして、グローバルな言い方でございますけれども、こういう感を持たざるを得ないのでござります。これは後にまた議論することいたしまして、ほかの問題に移りたいと思います。

特別水利用者負担金制度の創設ということと、関連いたしまして、多目的ダム法の一部が改正されようといったしております。特に多目的ダムの早期着手のために、大臣は、治水上、利水上緊急に多目的ダムの建設に着手する必要があり、かつ利水の需要も十分にある場合には、特別の事情により都市用水関係の利水者別配分等の調整ができるない段階であつても、多目的ダムの建設に際する基本計画を作成しますは變更して、建設に着手できるものとする、と第四条を変えるようとしたわけでございますが、一体この企図するところはどういうところにあるのか、この点をお聞きしたいとしたいのであります。特に、特別の事情により、とあるのでございますが、この特別の事情というのは一休どなことが予想されるのか、特に関係の利水者別の配分の調整ができるいないときであっても着手するということになりますと、事は非常に重大でございますので、お伺いいたしたいのでございます。詳細にひとつお答え願いたい。

○川崎政府委員　概要の趣旨は提案理由でも御説明がございましたとおりでございますが、最近の水需給の逼迫を踏まえまして、いろいろ水資源の開発には隘路がございます。その中の一つといしまして、利水者間のいろいろ調整がつかない。地域的に見ますと、上水道あるいは工業用水、こういったような都市用水の需給が非常に逼迫してしまって、利水者間のいろいろ調整がつかない。

一番いいわけです。ところがそれがなかなかなかきまらぬからでない。したがつて、一応それを立てかえをして工事をやつて、それからそのあと、でき上がつてから負担金をきめよう、こういう制度を取り入れた、こういうことでござります。
○井上委員 私はこの条文を見まして頭に浮かんでまいりますのは、私が体験いたしました吉野川の総合開発であります。このダムの水の配分につきまして非常に意見が分かれたのであります。全然吉野川と関係のない香川県に流域変更させ水を持っていくといった場合に、下流の徳島県におきましては、これは当然それ相手に悪水ばかりが、洪水の水ばかりが徳島県に流れていく。利用できるいい水は向こうへ持っていくといつたようなどと、地域的な感情として非常に紛糾した事例があります。ところがこれに対しまして、建設省としてはいままでどおりのアロケーションでもののことを考え方とする。利水として徳島県下流部分がたくさん持てるというようなことになりますして、現在は着工いたしております。その間における建設省の早明浦ダム建設につきましての圧力たるや実に大きなものがあつたのであります。吉野川の水を分けるにつきまして、一つには地域の意見、四国におきまして一番大きい問題でござります例の本四架橋を鷲門側に有利にするでありますとか、あるいはまた縱貫道路を早期に徳島県に着工してやろうといったよな、えさを利用したとしか思われない行為が実に多かつたのであります。そして早明浦ダムは着工するようになりました。しかし、この問題につきましてはいなお四国の中におきましてはけんけんがくがくの議論があるのです。私も徳島県民の一人といたしまして、この配方式につきましてはいまなお不満を持っております。こういうような地域關係において非常に問題がある。問題があるにもかかわらず見切り発車をさせようというこの制度、これは今まで慣行水利権として長年の間持つてまいった下流の農民の利益というものをむしろ黙殺するような結果になりはしないか、このことを

非常におそれるのです。こういうことをやれば行政当局として仕事はやりやすいのでしょう。しかし、その下流域にお住民は慣行水利権というのを持つてゐる。その慣行水利権が黙殺されるおそれがこれは十分あると思ひます。大臣、いかがでありますか、この点。

○西村國務大臣 その利水の分配、これは別でございます。どれだけの水があつて、どれだけのあれを工業に充てるか、農業に充てるか、それは早明浦というような問題にしても、それは経済企画庁の水資源開発審議会でやはりそれぞれの量をきめてやつたわけなんですが、主として工業用水における分担できまらないということがねもでございまして、いままであつた水利権を取り上げてとか、それは別な問題でございます。別でもつて、水の分配についてとやかくこれを言おうとするのじやありませんが、きまつた量について末端でもつて分配がきまらない。しかしそれについて、やはりそれがきまらなくとも着手をしたというふうに私は了解をいたしておりますのでございます。

○井上委員 工業用水の配分につきまして私は問題があると思うのです。といいますのは、吉野川の例をとつて申しましよう。長年の間この川によつて開発がおくれておるところを優先的に考へるということが趣旨であります。そういうなくて、そういうことを考えずに、いきなり向こうのほうは工業用水を何トン持つていくのかだ、あるいは農業用水をこれだけ持つていくのだといふ計画が実は進められたのであります。地域的な感情といたしまして、下流住民が有効な水を十分に利用できる、そしてその上にいい水が余つておるというならば配分というのも考え方うじやないかという基本的な姿勢であつたわけでござります。そういう基本的な姿勢といふものを無視していきなりやつていつたのがあの早明浦ダムであります。こういうようなケースが起つてくる、このことをやれば、これらあたりに行政当局の姿

勢の問題もむろんあります。しかしここにこういうようなことを法令でうたうならば、ますます行政官庁が独走するおそれが私は大いにあると思ふ。この点について大臣の御反省を私は求めたいと思うのです。私は事実との吉野川開発、早明浦ダムの問題につきまして苦杯をなめたもので、ほつきり申せば、それで、こういうような条項が入つてくるならば、何と申しますか、向こうにも水利権はない、こちらのほうにも流域はない。新しい水を得る場合に下流をまず優先にして考へるといふことが行なわれなかつたのであります。これでありますならば、もうお上の言うとおりになつてしまふ、一たん仕事をしてどんどん進めてしまえば、そういうおそれがあると思うのです。もちろんこの問題につきましては、そのほかにも利水分とかあるいは工業用水の配分の問題もございました、アロケーションの問題もございました。しかし、工業用水を一體どこに持つておる次第でございます。なお、河川局長は十分に理解がきまらない。されど、それがきまらない。さまたて利用者のほうから金はみな取るというのです。もちろんこの問題につきましては、そのほかにも利水分とかあるいは工業用水の配分の問題もございました、アロケーションの問題もございました。しかし、工業用水を一體どこに持つておる次第でございます。なお、河川局長は十分に理解がきまらない。されど、それがきまらない。さまたて利用者のほうから金はみな取るというのです。その解決を一休どうするのか、ここらあたり明確にしてもらわなければならぬと思うのでございます。どうでございますか。

○西村國務大臣 流域の分配というような問題、つまりダムをつくって、そのダムから生み出される

○川崎政府委員 先ほど来先生のお話の四国の

早明浦ダムに因連いたします総合開発事業でござりますが、これは御承知のように日本でも非常に特殊などといいますか、大規模な総合開発事業でございまして、したがつて政府としましても吉野川水系をわざわざ水資源開発指定水系、こういうふうに指定をいたしました、水公團事業で実施をすることにしたわけでございます。したがつて、吉野川の水を四国の中四県がどのように有効に使つかう、こういうところで関連が各県に及んでおります。

○井上委員 川のほうにも送ろうじゃないかという水の分配の点については、それはどうしても従来の既得権、

慣行水利権等を重んじてそれはきめるのですが、

ただそういう大きいダムを目的としてそういう見

川のほうにも送ろうじゃないかという水の分配の

点については、それはどうしても従来の既得権、

河流水利権等を重んじてそれはきめるのですが、

川のほうにも送ろうんじゃないかなという水の分配の

点については、それはどうしても従来の既得権、

資源開発の指定水系として促進する。こういったような水系につきましては、水資源開発基本計画というのもございますが、実施体とすれば水資源開発公団というようなものの組織でやれるわけではありませんから、そういったものにはこのダムは適用しないという方針で進めていきたいと考えております。

○井上委員 法律をつくれば法律はひとり歩きます。あなたがいまそうおっしゃられておりましても、あなたがいつやめるかわからない、かわったあとで、この法律があるからといって適用する可能性は十分ある。その歴史がこの法律にはないじやないですか。どうなんですか。法律というものはそんなものではないでしょ。

○川崎政府委員 いまやはり多目的ダム法に従つて実施をするわけでござりますから、特定をしない利害者の方もございますけれども、そういう方は独断的にきめていくことができるのですか。どうなんですか。法律というものはそんなものではないでしょ。

○川崎政府委員 いまやはり多目的ダム法に従つて実施をするわけでござりますから、特定をしない利害者の方もございますけれども、そういう方は独断的にきめていくことができるのですか。どうなんですか。法律というものはそんなものではないでしょ。

このように下流に、あるいは流域に非常に利害関係が深くあるときに、いま法律をつくられるときの局長はまさに法律を通じて都合のいいようなお話を申されました。それならこの法律の中にそのとおり入れればいいじゃないですか。それが入ってないところに私は不安を感じるのです。知事の意見を聞かなければならないという一項はあります。しかもその一項、それは地方議会の同意を得なければならないことにもなっています。だからこちからこういうことを申すのです。

〔服部委員長代理退席、委員長着席〕

いま河川局長のお話のとおりでありますならば、私もある程度納得いたしました。ある程度納得いたしましたけれども、河川局長の言われるような事柄がこの法律の中に何ら規定されていない、そこに大きな問題があると私は思うのです。どうでござりますか。

○西村国務大臣 河川局長の言い方が少しまずいのじゃないかと私は思うのです。そういう早明浦をやる場合にそれぞれ、徳島県には水が幾らく、香川県には幾らく、それから高知県はどう

まことにけつこうなんです。本州四国架橋は明石一鳴門にきまるだろう、あるいは継続道路は徳島県を走るだろう、こういうようなえさが加わってきてるので、徳島県は利水は非常に不便ではあるけれども、こういうような条件がほのめかされているのでやむを得ず私はのむのだと聞いて、涙ながら議場において告白したことなどございます。こういうような書きつもある。それほど行政権というのは強いのです。あなたの方、建設大臣もお役人出身のようでございますので、その権力の強さというのを十分御存じないかもしれません。野にある者といたしましては、お上の権力がいかに強いかということをひしひしと感じます。

このように下流に、あるいは流域に非常に利害関係が深くあるときに、いま法律をつくられるときの局長はまさに法律を通じて都合のいいようなお話を申されました。それならこの法律の中にそのとおり入れればいいじゃないですか。それが入ってないところに私は不安を感じるのです。知事の意見を聞かなければならないことにもなっています。しかもその一項、それは地方議会の同意を得なければならないことにもなっています。だからこちからこういうことを申すのです。

〔服部委員長代理退席、委員長着席〕

いま河川局長のお話のとおりでありますならば、私もある程度納得いたしました。ある程度納得いたしましたけれども、河川局長の言われるような事柄がこの法律の中に何ら規定されていない、そこに大きな問題があると私は思うのです。どうでござりますか。

○西村国務大臣 河川局長の言い方が少しまずいのじゃないかと私は思うのです。そういう早明浦をやる場合にそれぞれ、徳島県には水が幾らく、香川県には幾らく、それから高知県はどう

なっているから幾らくという水の配分についてはちゃんと定めるわけです。そしてその水の持ち前も、工業用水には幾ら、農業用水には幾ら、都市用水には幾らと定めるわけです。そこでその部分的な問題について、負担がはつきり末端まで引き出したのは、ああいうような大河川の問題は轟轟もない、こういったことであるうと思います。それから、もう一つは、あなたが徳島の事情はよく知つておると私は思います。あの水の分配につきましても、相當な各県の水のアロケーションについていろいろ要望なりトラブルがあつて、知事さんも非常に困られたことがあろうと思います。あるいはそれを進めるために、おまえのほうにはこういうことをやつてやる、そういうふうにして承知してくれというような話はあつたかもしませんが、そういう権力をもつて、そういう歴史をもつてやるというようなことをわれわれは考えておるものではございません。ただ、ダムがこれから早く進まないので、末端の負担がきまらない対しては何トン使うからこれだけ金が要ります、それじゃ一社ですからすぐ金を出す、こういふふになつて特別会計の金がすぐ入つてしまふ。しかし工業用水は、末端の会社がどれだけといつて金が取れない。工業用水で幾ら金を出してくださいといつても、末端の会社がきまらないと取れない。そのかわり今度は特別会計に借り入れをして早く着手をしたいということでございまして、河川局長が言つたのは、ああいう大きいダムはこれからあまりないであろうと言つたので、その場合は法律は適用しないということを言ったときは私は思われないので、なお十分御納得いくように……。河川局長も、私の知つておる限り、ごまかしてこれをやろうという考えは全然ありません。ただ、これからダムを相当つくつてこの費用分担についての話し合いがつかないでもあります。大臣のお話のとおりであります。大臣のほうが答弁の限りにおいては少し認識が違うのではございませんか。あなたは工業用水についての各企業への分担金がきまらない場合のみをお考えになつていらっしゃる。そういうことです。法律を見ますと、特定用途の全部または一部について、予定者、すなわち自治体でいいです、自前体同士の間においてこの費用分担についての話し合いがつかないでもあります。どうじやないのです。どうじやないです。これは企業だけではないのです。

○川崎政府委員 大臣のお話のように、個々の末端できまらない場合には、やはり企業体自身の

意思も当然きまらないわけでございますが、そういった企業体の相互間の水量なり負担、こういったものの配分が、多少意見がまとまらない段階で、もスタートできるということでござります。ただ、それそれやはり分水とかそういうたよな本的な問題は、これはおそらく関係の府県知事がおまとまつてないという点については、おそらく議会の議決を得て意見を申し出られるわけでござりますから、そういういた段階で本的な問題がなまらぬと思います。しかし末端のいわゆる受益地の中で、工業用水と上水道の間で多少水量なり何なりが違う、あるいは上水道のほうは急ぐけれども、工業用水につきましては工場の誘致が多少おくれておつて着手が少し先になる、こういったものを時間的に調整をして、一つのダムの同時に貯水を可能にするこというような趣旨で今回の改正をお願いしておるわけでございまして、大臣のおっしゃつておるものよりも多少範囲の広いケースもあるわけでございます。

り捨てもいいというのでは、これは困るでしょ
う。やはりそこは住民感情あるいは住民の利益、
あるいはまた水利権というものを尊重するような
方向で進まなければならぬと思うのです。この点
につきましては私はどうも納得いたしかねます。
大臣は、時間をかけて話をすれば話がつくだる
うとおっしゃいますけれども、そういういままで
の私の経験、非常に手ひどい目にあつたという旨
からいたしまして、この点につきましてはどうも
まだ納得いかれる。この点につきまして私を幼
得さすだけの答弁がござりますならば承りたいと
思います。もちろん私いたしましても、この水事
事業の必要性につきましては十分存じております。
後ほどこの問題につきまして質問しようと思
うのです。私は必要性は認めるし、早急に開発を
なければならぬと思いますが、しかしどうもと聞
うのではありません。法律を改正いたしますと、とかく恣
意的に、権力的に進められるおそれがありはしな
いかということをおされておるのであります。知事の意
見を聞かなければならぬ、こういう条項はあります。
あるけれども、実際問題とすればそれはどうい
うかといふことをおられておるのであります。知事は特に建設省に對
しましては道略なり河川なり、あるいは土地等々を
いろいろと補助金をもらわなければならぬとい
う弱味もあるのです。したがいまして、どういな
しましてもほんとうのことが言えないというよう
なケースが非常にたくさん出でます。それを國
主主義社会におきましてはやはり保護してやると
いう必要があるのじゃないか。そのためにはこの
特定ダム法の第四条というのはどうも時代逆行
じやなからうか、このように感じられてならない
のであります。この点、私を納得させる御説明が
あれば、ひとつ承りたい。

に強いわけでございます。そういった水の配分についていろいろ時間がかかるので、なるべく早くダムをスタートさせることによって具体的な供給を早く実現したい。これはそういった副産物を待つておりますとなかなか工もできないといふのが在来のルールの欠陥でございました。そちらがいった欠陥を少しでも是正しましてダム建設を進めさせていただきたい、こういったものが主として私どものねらつておるところでございます。

○井上委員 大臣、いま例に出された矢木沢ダムは大きな問題ですよ。しかもこれも東京都と埼玉県の水の配分の問題ですよ。これがきまらぬとき見切り発車しようとしておるのですよ。大臣が考えられるような小さい問題じゃないです。いま河川局長の話を承ると、矢木沢ダムの東京都への配分と埼玉県への配分の問題、これがまだきまらぬけれども発車させようという問題なのです。矢木沢ダムといつたら大きいでしょう。しかも水の配分の問題ですよ。基本的な問題じゃないですか。小さい問題じゃないですよ。大臣の御認識がいいじゃなからうかと思うのです。どうでございますか。もちろん私にしましたら、早くダムをつくるらなければならぬという緊急性はわかります。わかりますけれども、それなりの努力をしなければならぬじやありませんか。これでやりましたならば、発車さして三年以内にともかくやればいいという考え方方に立つておるわけなんです。金の問題であると同時に量の問題でもあるわけです。どうなんです。

○井上委員　しかし法案立案者、大臣が立案者といえども、河川局長がいま矢木沢ですよ、例として。あれまでこの中に含んでおるのです、この改正には。だから、ああいうような大きい問題を、大臣のおっしゃるような規制する、チェックする方法があるならこの中に入れなさいよ。

○川崎政府委員 秋が申しましたのは荒川上流の
荒川ダムでございます。これはいわゆる利根川水
系じゃございませんんで、水資源開発指定水系に
は入っていないわけでございます。しかしながら
荒川でございますので、首都圏全体の水を考え
ば、その需給状況の不足をカバーする一助にした
いというところで、多目的ダムで四十七年度お願い
をいたしておるわけでございます。もちろん流れ
てまいりますのは埼玉並びにこれに東京都が関係
していくわけですが、それども、これはまさ
に水需要の配分だけの問題でございますので、い
わゆる徳島と香川あるいは高知とか、こういった
ような大きい問題はないわけでございます。た
だ、首都圏、まさに一体となって上水道が不足し
ておるわけでござりますから、これをどういう地
域にどういうよう配分するかという方法の問題
であります。が、こういった問題につきましては、
水道管理者同士と十分調整をすれば話はつくん
じやないか、いわゆる地域的な大きなトラブルは
私はないと思っております。もつとも水没補償と
か、こういった問題につきましては、在来のダム
どおりわれわれも十分地域的事情を考慮しまして
進める必要はあると思いますが、水利そのものに
ついて下流域で問題が起るというような性格のも
のではないと思っております。

○井上委員 私も、矢木沢かと思つたら流沢とい
うのでわかつたのでござりますけれども、しかし
流沢の小さいダムにいたしましても、水の配分の
仕事をすれば、東京都と埼玉県ですよ、相手は自

治体ですが、ここらあたり一月もあつたら話つくのが起るが、私はふしきでならぬのです。相手は埼玉県と東京都なんです。要するに、配分にしましても負担金にしましても、なぜこれがこんな法律をつくらなければいかぬのですか。一月もあれば話つくでしょう。彼ら仲の悪い知事でも両方とも水がほしいんだというところで話をすれば、仲の悪い知事、あるいは大臣と知事が仲が悪くても、これくらいの話は下僚同士で話がつくのじゃありませんか。なぜこういうような条項を入れなければならぬのか、私はふしきでならぬのです。いまの例を申されたのみで、大臣どうでござります。

○西村国務大臣 全部話をつけて、全部がまとめてそれでやる、これは根本的な問題でございますが、末端で話がつかない場合もあるでしよう。そういう場合に、一方ダムをやることも緊急であるということで、いろいろな条件がそろわなければ、すべてのダムを三年でもって何でもかんでも引きまるまでやれというようなことは、これは行政としてもやるべきじやございません。また金も借り出せません、そんなことは。それだからして、緊急にやらなければならぬという事情が起り、また、要するに全部きまらぬ、些少なことでありますらぬ、こういうときには金を借りて、そうしてある程度早くやる、こういうことが趣旨でござりますして、基本的に話がつくものを、何かも早く着手しなければならぬからといふよ——見切り発車といふ方が、見切り発車というようなものは、行政をやる場合には行政者がよほど著えなければならぬことなのです。そういうやり方はそれこそ権力の乱用でござります。そういうことは私はやりません。どうぞひとつその辺で御了承を賜わりたい。

○井上委員 大臣、あなたのお話をどうも具体的な問題を一般論に切りかえて、急がなければならぬものをやらなければいかぬのだ、こうおつ

しゃる。急がなければいかぬというふうなことを私も思ふのです。しかしそれには、いま例に出された瀧沢ダムのは東京都と埼玉県の用水量の配分の問題じやありませんか。よほど水がほしいのでしょうけれども、ここらあたりは相手が自治体ですか。大臣が言ふように一企業じゃないのです。これは一月も話をすればつくのじゃございませんか。建設省が考へられておるのはそんなケースばかりでしよう。であるならこれはやめたらどうですか。この瀧沢ダムについて大臣どうお考えになりますか。具体的にお話ししましょうよ。いま思つておつしゃつたらどうでござります。

○西村国務大臣 瀧沢ダムの問題は私はあまり詳しく知らないのでござります。

〔糸栗委員長代理退席、委員長着席〕

御詰旨は、瀧沢ダムについて急がなければならぬ問題があれば、こういう問題、これは法律はまだあれしていませんけれども、急ぐことにならなければならぬ理由山があり、両者が打ち合せができるないなら、これはもう少しわれわれのほうで努力しなければならぬ、それはあなたの言うとおりだ。一ヵ月くらいで解決できるものをそんなんに、一ヵ月も待てぬで見切り発車するというようなことはあまりよくないです。法律が通過すると自然にかかわらず、よくないことです。それはそれで努力します。私は瀧沢ダムのことについてはあまり知らないわけでございます。

○井上委員 それでどうですか、こういうような条文は私は要らぬと思う。それにつきましていま考えておるのは瀧沢ダムとおつしやる。それなら瀧沢ダムといふのは一体どんな問題があるのだとか。建設省としましてはどうでござります、早く解決できない何か理由もあるのですか。精力的にやれば一月か二月でこれは解決できるのじやございませんか。なぜできないのです。この点ひと

〇川崎政府委員 ただいまの滝沢ダムでございますが、これにつきましては、それぞれ埼玉県並びに東京都で長期の水の需要計画を立てておるわけですが、ござりますけれども、やはりそれぞれの管理者ができるだけ自分のほうの水道によけいな水量の配分を受けたい、そういうことで自分の所管しておる範囲の水事情をできるだけよくしたい、こういう気持ちが非常に強いわけでございます。したがつて、そういうものをそれじゃすぐ調整しろ、こういう御趣旨でございますが、やはりそれがその立場とか理由もございまして、一月、二月でこれを調整ができるかということになりますと、在来の経緯からいっても私ども自信がないわけでございます。しかし一両年とか、あるいはおそらくとも三年以内くらいには、これは十分話し合いでればその辺の調整はつく。したがつて、その間、ダムの建設のおくれることを避けて、何とか円滑に工事を促進する、こういうことがこのダム法改正のねらいでございます。たとえば水資源開発公團の事業等でございますと、ある程度公團自身で公團債等がございますので、そういういた資金のやりくりがつくわけでございますけれども、多目的ダムの場合にはそれぞれ在来は利用者を中心いたしまして、それから分担金が入らないと事業がスタートできないという制度になつておりますので、そういう点で、利水者間の調整のつかない間は利水の分担金がダムに入らない、こういうようなことになりますと事業自身がおくれてしまう、こういうことでございますので、私どもやはりできるだけ早く利水者の要望しておる水量なり負担、こういったものを調整しまして、在来のレールに乗せるという努力はいたしておるわけでございますけれども、どうしてもやむを得ずそういった調整がつかないといった場合には、この制度を活用して、できるだけ円滑に進めたいということでございます。

なんです。それが、話がつかないけれどもダムはつくつていくんだ、画三年ぐらいで話し合いがつくんだと言つて、まあ日米会談みたいなことを言つていますけれども、どういうわけで努力もせずにともかく進めていくのか。これはもう見切り発車、というのは私が使い出したことばじやないです、政府側が使い出したことですよ、いま。見切り発車をするんだという、こういうやり方は私はどうも納得できない。で、大臣もこの点についてはひとつ御参考を願いたいし、また私どもといたしましては、この条文のままでいられるにつきましてはどうも納得いたしかねます。この点はつきり申し上げて、これ以上は議論になつて時間のロスになりますからやめたいと思います。

○亀山委員長 次は、新井彬之君。

も、その一部改正に際しまして、水行政について建設大臣にまず基本的な考え方をお伺いしたい、このように思います。

年間約五十五億トンの水の不足が予想されると警告を発しております。政府の対策を伺いたい。」

ということでおざいまして、いままでは治山に非常に力を入れてきました。そういうようなことで、今までの経過をずっと見てまいりますと、非常に大きな台風、そういうようなもので被害もだいぶ出ておつたわけでござります。しかしながら、建設省の資料等見てまいりますと、河川の改修等をはじめといたしまして、今まで治水に非常に力を入れてきたというわけで、被害が非常に少な

と思ひますけれども、とにかくこの水というものがやはり国民生活になくちやならないものでござりますので、しかもわが国の特色としては、やはり相当に降雨量もたいへんあることでござります。これを有効に活用するということは、國民生活上、産業上、またこれをおさめるということは人命の尊重から、まあそういう人間生活に必要なものでございまして、絶対的なものでございまする

先行的な水資源の開発及び合理的な利用を進める方針であります。」こういう非常に抽象的な答弁になつておられますけれども、この問題については経企庁のほうとしては一休どのよな考え方立つておるか、お伺いしたいと思います。経企庁来ていませんか。——そこで建設省としては、こういう具体的な水不足ということがいわれておるわけですか。そこで今回多目的ダムの一部改正ということ

○亀山委員長 質疑の途中であります。この際、連合審査会開申し入れに關する件についておはかりいたします。

○亀山委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。
なほ、連合審査会の開会日時につきましては、
地方行政委員長と協議の上、追つて公報をもつて
お知らせいたします。

○亀山委員長 質疑を続行いたします。井上君。
○井上委員 理事会でおきめになつた時間があるので
そうでござりますし、あといろいろまだまだこの
三法につきまして関連する事項等々もござります
ので、委員長におかれましては、きょう私はこの
質問で中斷させていただきて、他日質問の機会を
与えられんことをお願ひいたしまして、私、きよ
うの質問はこれで打ち切ります。

政治的欠陥を露呈するようなことがあつてはならぬい。国土の保全、人命の保障のために、こういうことを大事に思わなければならぬわけでござりますけれども、治水というのも利水というのも、結局は大事な人命にかかる問題でございます。わが国におきましては河川法、それから河川法の特別法であるところの、治水、利水の両面を有する特定多目的ダム法というのがありますけれど

四十七年二月二日の参議院の本会議におきまして、水問題についての具体的な質問をしたわけでございます。その内容というのは、「水資源につきまして、政府の調査によりますと、このまま開発を進めたとしても、昭和六十年には、京浜、京葉地域で年間三十一億トン、京阪神地域で同じく十九億トン、このほか仙台湾、常磐郡山、備後、高松、東予、松山の六地域で水不足を生じ、全国で

なあ、全国的な話になれば、ますます水が要りますから、なるべく水を逃がさないように、降った水を逃がさないようにたくわえておく。利用の効度を上げるということを考えるためにはどうしてもたくわえるという方法をとらなければならぬ。さればならぬということを総理も申し上げておる。それはもう具体的な問題だと私は考へておりま

まして、政府の調査によりますと、このまま開発を進めたとしても、昭和六十年には、京浜、京葉地域で年間三十一億トン、京阪神地域で同じく十九億トン、このほか仙台湾、常磐郡山、備後、高松、東予、松山の六地域で水不足を生じ、全国で

なお、全国的な話になれば、ますます水が要りますから、なるべく水を逃がさないように、降った水を逃がさないようにたくわえておく。利用の効度を上げるということを考えるためにはどうしてもたくわえるという方法をとらなければなら

ね。したがって、たくわえる方法は、昔であればダムはできませんでした。ため池でした。いまはダムという方法がありますから、できればやはりダムによって水をためておきたい、こういうことを考えておるわけでございまして、たくわえてそれを有効に使わなければならぬ。それからもう少し進めば、それでも限りがあるから、一回使った水でも再使用する方法も考えなければならぬ。限りある資源でございますから、そういうふうに私は考へて開発をして、たまるということです。また二次的に使用し得るというような方法、こういうものはどうしても建設省で一生懸命にならなければならぬ、かように考へておる次第でございます。

○新井委員 今までこういふことは何回もいわれてきたわけですね。確かにこれはそのとおりだとは思いますけれども、大体それがあまりそのようになっていないわけですね。たとえています

と、人口の集中についてはあまり好ましくないのと、人口の分散をはからなければいけないといふことは、何もいまさらいわれたわけじゃないのです。しかしながら現実的にはどんどんふつつあるわけですから、そういうことについてこういう申し上げたわけでございます。

そこでお伺いするわけですが、建設省としては昭和六十年までの治水、利水の長期整備計画において今回の五ヵ年計画を組まれたと思うわけでございますが、その整備目標というのをどこに置いておるのか、これを伺いたいと思います。

○川崎政府委員 お答え申し上げます。

私ども今回第四次の治水事業五ヵ年計画を立てておるわけでございますが、もちろんこれは今後の水の需要等も踏まえた計画を立てておるわけでございまして、その長期的な目標と申しますと、これはまだオーナライズされたものではございませんけれども、一応私どもなりに、昭和六十年くらいの日本の治水事情、こういった

ものを安定させるのにはどの程度の投資が必要かというようなことを試算したわけでございます。

現在、昭和六十年の国土建設の長期構想といったようなものを、建設省全体といたしましても見直しましていろいろ作業をやっておりますので、あるいはその中間的な数字かもしませんけれども、今回五ヵ年計画を策定いたしまして見直しましたものを一つの目標に置いたわけでござります。

したがって、直轄河川等につきまし

ては、大体安全度は超過確率で百分の一とか二百

分の一とか、それぞれ川の事情に合った改修の規

模で実施をする。それによって六十年までに大体

概成をするということを一〇〇%いたしまし

て、現況が大体約三三%程度でございますが、こ

ういったものを第四次までの程度までレベルを上

げると、そういうふうなことで試算をいたしたわけ

でございます。たとえば補助河川等につきまして

は、そういうふうなことで試算をいたしたわけ

でございます。

○新井委員 は、そういうふうなことで試算をいたしたわけ

でございます。

した次第でございます。まあ国全体の問題、平たくいえばわれわれの力不足で、このような第四次の四兆五百億に落ちついたわけでございます。決して満足ではございませんけれども、そういうふうになつたわけでございます。したがいまして、

定めております。その中で、昭和四十五年度から五十年度までの需要想定として各原で調整した数字として、百三十四毎秒トンと定めておりますけれども、これに対する水の供給の毎年の年次計画はござりますか。

○桜井説明員　お答え申し上げます。
要目標といふもの、そしてまたそれに対する水資源の開発基本計画、こういうものがなければおかしいと思いますけれども、そういうものはできておりますか。

十四毎秒トンというものは供給できる見通しがありますか、どうですか。

○桜井説明員　これは基本計画の段階におきまして各県、各省からの御要望をいただき、五十年度の需要量としては百三十四トン必要であるという

○ 桜井説明員 経済企画庁の参考までございま
す。たいへんおくれて参りまして申しわけござい
ませんでした。おわび申し上げます。

水の需要につきましては、私ども現状本計画をもつて、昭和六十年度の需要量の各県からの御要望をいたしまして、この基本計画は、先生御存じのとおり、片やにおきまして需要量片やにおきまして需要量

ことはいたしました。しかし、それに見合いまして四十五年度時点におきます水源としてのプロジェクトといたしましては、百三十四トンそのものすばりの水源ではございません。その時点で水源の手当ができるおつたものは約九十四トンで

トは、すでに完成いたしました利根河口日赤のほか、貢木、南摩等のダムあるいは房総用水路等がござります。これについての具体的な年次計画、いつ、どのプロジェクトを完成させるということと、十年度、四十九年度というような時点でございます。

してそれに對する供給施設というものがござります
して、供給施設につきましては、建設省その他他で
いろいろ推進をいただいておりますプロジェクトを、
なるたけその推進をおはかりいただきまして、
それをもとにしてだいまの需要量——この
需要量もさうに各省、各県と協議はいたします
が、そういうものにマッチいたしましたプロジェクト
クト、いわゆる水源施設のほうでござりますが、
これの推進をやつて基本計画に組み入れていく、
こういうことで進めてまいりたいと思つております。
○新井委員 その資料も一べんデータとして、委
員会へお預け、しておきます。私が用いてお

ござります。それで、この基本計画の中におきましてその他の重要事項といいたしまして、利水者側におきますたとえば賄水の再利用、あるいは工業用水の合理化、あるいは水道におきます管理の適正等のことも協力を願つて、それで何とか百二十四トンの需水量に合わせていきたい、こういうことで基本計画を決定いたしておられます。

○新井委員 建設省のはうは調節ダム、そういうことで供給をやっていくわけでござりますけれども、百三十四毎秒トンの供給ができるのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○川崎政府委員 ただいまの百三十四トンにつきましては、こしまみずの建設省管掌の関係につ

秒十トンの水が必要になるというのではなくて、人口の増加あるいはまた生活環境の変化というところから、これは極端にいえば毎日でも変わっているのじやないか。そういうわけでございまして、

るでは、まとまつたものは何もないということと
ございまして、いろいろ県から出ているというう
うなことはありませうけれども、経済界としてこう
いうことでいくんだということ、そういうものであ
る。

ではございませんが、現在たしか九十四トンくらいの計画の時点でセッットされておると思います。それの中で所管のものにつきましては、利根川河口ぜき、これが昭和四十六年に完成をいたしまして

んばれば相当な効果をあげる、かように期待いたしておりまするから、今後とも水開發のためにひとつ十分予算の獲得には努力したい、かように考えておる次第でござります。

やはりそれに追いつくだけの予定を立てて、その上にダム建設であるとかそういうものを合わせていかなければならぬ、こういうふうに思はわけでござります。

そこで具体的に、水が今後足りるかどうかという問題について、経企庁にお伺いしたいと思いま
すが、昭和四十六年六月十八日に閣議決定され
た「利根川水系における水資源開発基本計画」
は、昭和四十五年度から昭和五十年度に至る間の
水の用途別の新規需要の見通し及び供給の目標を

いう見通しを立てておりますけれども、大体ダムをつくるには非常に長時間かかることはわかります。これは時間がないからこっちが言いますけれども、したがいまして、ことしは昭和四十七年でございますけれども、今後少なくとも五十年、あるいは五十年から六十年くらいを目途とした水需

○新井委員 そこで、さきに昭和五十年度の供給見通しは百三十四毎秒トンということになつておりまして、これは各府県の要望水量というのがあるわけでござりますけれども、これは調整がされて比較的各県要望よりも、あるいは各省の要望よりも下がつてゐるわけですね。そこで、その百三

では進んでおりまして、すでに起工承諾を得ておるようですがいまして、今後順調に進めば昭和五十年には完成するのじゃないかという見通しでございます。こういつたすでに基本計画に入つておりますもの以外に、かなりまだ水の合理化とかあいはさらりプロジェクトを促進する、こういつ

たことを考えまして、現在直轄事業といたしまして川治ダム、それから八ヶ場ダム、さらに四十七年より新規に流域調整河川事業として利根川の広域導水等、これは基本計画の決定以後にすべり出した事業でございますが、そういうものも含めまして、できるだけ百三十四トンを満足するよう努力はいたしたいと考えておる次第でござります。

○新井委員 このダムの事業でございますけれども、経企庁としてはこういう「利根川水系における水資源開発基本計画書」というものを出しておられます。その中で昭和四十三年六月二十日、これで一つの例をあげますと、草木ダムについては昭和四十一年度から昭和五十年度まで、それからそこの次の、新しく出しました昭和四十六年六月十八日の分でございますが、これにおいては、それができなかつたために昭和四十一年度から昭和五十年度までということで、この中の一字を変えればそれで事が足りるというような考え方方に立つておりますけれども、要するに、そういうような問題じやなくして、一たん計画を立てた以上はそれが実現しなければ、日本の場合、水はいまのところ一ぱい一ぱいの供給量しかないということですね。そういうことに対するどのようにお考えになりますか。

○桜井説明員 ただいま御指摘のように、われわれは利根川ほか合わせまして五大水系の基本計画をあずかつてその実務に携わつておるものでござりますが、各県、各省の需要等を見ましても、おっしゃいますように水は非常に要望も強うござりますし、できるだけ早く私どもはこの要望に沿うべきだという考え方を持つております。しかし、こういうダムは御存じのようにいろいろな利害関係がございまして、各省並びに水資源公團等で大いに努力はやつていただいておりますが、残念ながら地元の了解あるいは補償交渉等の難航等に基づきまして、ただいま御指摘のようにやむを得ず私どもも期間延長せざるを得ないということでございます。しかし、先ほどの河川局長のお話

のとおりでありますので、この上は、各省並びに水資源公團に対しまして、できるだけ早くダム水資源施設の完成を私どもとしては要望いたしてまいる予定です。

○新井委員 もう一つ建設省にお伺いしておきた

いのですが、さつき百三十四毎秒トンということを経企庁から出ておるのですけれども、建設省の供給計画量から見ますと百十四・一毎秒トンとい

うこととのデータが出ておりますが、これはどうい

うことで、こういうぐあいに変わつておるのか、お伺いしたいと思うのです。

○川崎政府委員 ちょっと先ほど申し上げましたように、基本計画のいわゆる内容になつておりますが、この事業は残念ながら、御存じますダム以外に、直轄事業の川治ダム、それから八ヶ場ダム並びに利根川の広域導水事業によります水量、こういったものが当初の企画の計画決定時点よりもふえておる、こういうことで、私どもも実施の目標といたしますと、百十四トンを何とか確保するよう努めたい、こういうことでござります。

○新井委員 経企庁がそれを実施いたすわけでござりますけれども、先ほどからダムが非常にできていますけれども、いま着工したというよう

いといふような話があるわけでござります。

○新井委員 経企庁がそれを実施いたすわけでござりますけれども、先ほどからダムが非常にできていますけれども、いま着工したというよう

いといふのと、非常に長いことできな

<

のは百七十トン、各省が出したのは百六十トン、経済企画庁が出したのが百三十四トン、建設省は百十四トン。国民は一体どれを信用したらいいのですか、こうなつたら。

○桜井説明員

百三十四トンは、くどいようでござりますが、私ども各県の意見を聞き、さらに各省と協議を詰めまして、まあ最小限度やむを得ないだらうということで同意をいたいたい数字でございます。

その段階で、先ほど申し上げましたが、四十五年、この基本計画を決定する段階では、プロジェクトは七つでございました。この供給数字は九十数トンでございます。(小川(新)委員)「九十四トン」と呼ぶ)はい。その後に建設省のほうで次々にプロジェクトを実現化していただきますと、この九十四トンに上積みができる。しかし、そればかりではございません。片や、各利水者側の方々の合理的な水利用ということもお願いしているわけでございます。

○小川(新)委員 そういうことを踏まえた上であなたたのところで、四十五年から五十年の、最終五十年現在では毎秒百三十四トン、県や各省から出したのはオレバーな面もあるから、それらはあらゆる合理的、またいろいろな面を含めて百三十トンやるということによつて建設省と合意に達して、そらして建設省ではいろんなプロジェクトをつくって、たとえば恩川開発とか草木ダムだとか利根の導水路とか、いろいろな問題を含めて、要するに毎秒百三十四トンにしていくといふことなんだけれども、先ほどの河川局長の御説明では百十四トンしか手配ができない、この五十年ではない場合の想定として、いろいろな諸問題が出てくる。もちろんそれはダムの建設がおくれたとかいろいろある。われわれ野党にもそういった面に協力しなければならぬ面もあるでしよう。これはまた違つた政治的サイドです。私が言つているのはあくまでも数字でいくわけですが、そう

なつてくると、利根川の水利用のコスト、水資源のコストが上がつてしまつて、いろいろな問題が出てくる。だから私は建設省の河川局長にもう一ぺんお尋ねしたいのは、百十四トンというのは最低ですか、こうなつたら。

○桜井説明員

百三十四トンは、くどいようでござりますが、私ども各県の意見を聞き、さらに各省と協議を詰めまして、まあ最小限度やむを得ないだらうということで同意をいたいたい数字でございます。

○川崎政府委員 私どもの現在進行しておるの

は、先ほど来御説明申し上げましたように、大体五十年ぐらいが完成の目途ということで努力をいたしておるわけでございます。いまから新しいプロジェクトを開発いたしますと、やはり、まあ三年とか五年じゃとてもできないものも多いわけですが、あればいいわけですが、五十年ぐらいが完成の目途といふことで努力をいたしておるわけでございます。

○川崎政府委員

私は、先ほど来御説明申し上げましたように、大体五十年ぐらいが完成の目途といふことで努力をいたしておるわけでございます。

○小川(新)委員

いや、経済企画庁では百三十四

トンと言つてゐるけれども、建設省の今までの説明を聞いてると百十四トンしかできないといふ。だから閣議決定を変更しろ、こう言つてい

○西村國務大臣

わかりました。検討いたしま

す。検討して、私はいますぐ訂正するということ

はちよつといま言えません、できればいいわけ

ですから。というのは、再使用の問題があつて、需

求量が百二十四トンと思うのです。

○小川(新)委員

再使用を含めて百十四トンしか

できないと言つてゐるのです。

○西村國務大臣

ああそうですか。

いまからやさしいというのは非常に困難じゃないか

と思います。ただ、現在の需要量の百三十四トン

の中には、私どもが見ますと、農業等でかなり先

がつて、そういうものをうまく調整してやりくり

していけば五十年はしのげるんじゃないかといふ

ように考へております。

○小川(新)委員

それで関連ですから、最後に

大臣に縮めくついていただきたいのですが、そ

うして、要するに毎秒百三十四トンにしていくといふことなんだけれども、先ほどの河川局長の御説明では百十四トンしか手配ができない、この五十年ではない場合の想定として、いろいろな諸問題が出ていて、たゞいま聞いていて。できないもの

を幾ら百三十四がいいとかなんとか言つたって、

これはそれを水に流した話になりますから、た

だいま建設省があらゆる合理化をしてしまは

れないで、いま聞いていて。できないもの

をつくつたり、あそこをや

るといふのは建設省側なんです。一番よく知つて

いるのは建設省なんですよ。いま四十七七年でしょ

う。あと三年で、昭和四十五年のときに九十四ト

ンしかなかつた、これを昭和五十年には百三十四

トンにする、だけれどもいろいろな情勢をいま

質問のやりとりで聞いていたら、あらゆる、水の

県民側としては非常にいま納得できない、こういう問題になつておりますが、御見解を聞いて終わらしていただきます。

○西村國務大臣 できないとは限らないと思います……。

○小川(新)委員

いや、経済企画庁では百三十四

トンと言つてゐるけれども、建設省の今までの説明を聞いてると百十四トンしかできないといふ。だから閣議決定を変更しろ、こう言つてい

○西村國務大臣

わかりました。検討いたしま

す。検討して、私はいますぐ訂正するということ

はちよつといま言えません、できればいいわけ

ですから。というのは、再使用の問題があつて、需

求量が百二十四トンと思うのです。

○小川(新)委員

再使用を含めて百十四トンしか

できないと言つてゐるのです。

○西村國務大臣

ああそうですか。

いまからやさしいというのは非常に困難じゃないか

と思います。ただ、現在の需要量の百三十四トン

の中には、私どもが見ますと、農業等でかなり先

がつて、そういうものをうまく調整してやりくり

していけば五十年はしのげるんじゃないかといふ

ように考へております。

○小川(新)委員

再使用を入れて百十四トンしか

できないと言つてゐるんだから、全部の、再使用

をやつても百十四トンしかできないということとな

ります。だつたら、この閣議決定でいつて百

三十四トンはおかしいから訂正して、埼玉県、千

葉県に告示してくれと言つてゐるのです。

○西村國務大臣

検討しまして、もしそうであれ

ば、これは訂正をいたします。

○小川(新)委員

大田に縮めくついていただきたいのですが、そ

うして、要するに毎秒百三十四トンにしていくといふことなんだけれども、先ほどの河川局長の御説明では百十四トンしか手配ができない、この五十年

ではない場合の想定として、いろいろな諸問題が出ていて、たゞいま聞いていて。できないもの

をつくつたり、あそこをや

るといふのは建設省側なんです。一番よく知つて

いるのは建設省なんですよ。いま四十七七年でしょ

う。あと三年で、昭和四十五年のときに九十四ト

ンしかなかつた、これを昭和五十年には百三十四

トンにする、だけれどもいろいろな情勢をいま

質問のやりとりで聞いていたら、あらゆる、水の

馬、この五県は困るといふのです。その検討はわかれましたから、それに対して、建設省の言つておる、河川局に対する態度としてお聞きしたい、こういうことなんです。

○西村國務大臣 熊度としては、検討いたしましたて、もしそぞうであれば閣議決定の変更をいたしま

す。

○新井委員

いまの問題についてはどうかひとつ

よろしくお願ひしたいと思います。

それから、なぜそれじゃそういうことでできな

いか、ダムが非常におくれたり、いろいろ問題が

あってその水の供給ができないかといふ問題にな

りますと、水没者に対する金銭補償が現在は中

心であります。水資源地域の社会環境と生活機能

の低下に対して、合理的に解消する規定がないわ

けです。地域住民の生活再建に対する不安を生ず

ることとなり、各地でダム建設の反対運動が起

っています。こういうようなことをもあるわけ

です。もちろんそれをどこが使うかといふ、いま法

案に出ておるような問題もありますけれども、ダム

のできない一つの理由というのはそういうこと

があります。そういうわけで、水源地域開発法、

こういうようなものをつくりまして、そういうこ

とのないよう十分な対策と財源措置を講じてあ

げる必要が出てきているのではないか、このよう

に一つは提案するわけでございます。それからも

う一つは、国及び地方公共団体及び起業者の三者

からなる連絡協議会を設置して、よくそういう問

題を検討するというよりも必要である。そ

ういうようなものをつくりまして、そういうこ

とのないよう十分な対策と財源措置を講じてあ

げる必要が出てきているのではないか、このよう

に一つは提案するわけでございます。それからも

う一つは、国及び地方公共団体及び起業者の三者

からなる連絡協議会を設置して、よくそういう問

題を検討するというよりも必要である。そ

ういうようなことがないと、今後ダムの建設もな

かなか進まないと思いませんけれども、大臣の所見

を伺いたいと思います。

○西村國務大臣

ただいま水資源につきましては

経済企画庁を中心にしていろいろ総合的な問題を

考へておるようでございますが、私はやはりこの

問題を検討するといふようなことがないと、今後ダムの建設もな

かなか進まないと思いませんけれども、大臣の所見

を伺いたいと思います。

○西村國務大臣

ただいま水資源につきましては

経済企画庁を中心にしていろいろ総合的な問題を

考へておるようでございますが、私はやはりこの

問題を検討するといふようなことがないと、今後ダムの建設もな

かなか進まないと思いませんけれども、大臣の所見

ことはぜひ必要であると思ひます。実は私もそれは大賛成でございます。他日この問題については法案をひとつ考へるべきじゃないか、かように思つて、せつからくいまその方法について検討をするよう命じておる次第でございまして、いずれ皆さま方に対してもこの御審議を願う機会もあらうか、私はそう思つてやつておる次第でございまして、

○新井委員 では、最後にもう一つお願ひしますが、今回の河川法の一改正の中でも、今までの法定河川である一級、二級河川に対して、準用河川が適用されるというようなことが出ておりま

す。そこで、河川法が制定されました當時にいろいろいわれた、提案理由の説明の中にもはつきりとしておりますけれども、水系一貫主義というこ

とがこの河川法の基本的原則であった、こういうふうにいわれておるわけでございます。そこで、本来ならば一つの河川については、水系一貫

主義でございますから、それが一級なら全部一級として指定されて、それで法的な措置を受けなければならぬ、こういうふうに考えるわけでござりますけれども、現在はまあ地域指定のような形になつておりますですね。そこで、今回この準用

河川に指定することができるということはどういうふうかプラスがあるのか、お伺いしたいと思うのです。

○川崎政府委員 大体現在の河川法では、一級水系にかかる河川、それから二級水系にかかる河川、並びに独立した河川で一、二級河川以外の準用河川の三本立てになつておるわけでございま

す。私どもいたしますれば、いわゆる河川を指定する以上は、これはやはり現在の河川法の精神で、水系一貫をいたしまして管理なりあるいは改

修をやつしていくべき河川だと考へておるわけでござります。しかし、いわゆる概念上の河川ではござりますけれども、非常に小さい末端河川がござります。こういったものまでやはり水系一貫主義をとつて、河川に指定して管理をする必要があるかどうかという点については非常に問題があるわ

けでございます。最近はそいつた小河川の状況も、地域開発その他のいわゆる治水環境面でいろいろ問題が出てきております。したがつて、いわゆる水系を一貫して管理する必要のない河川でも、何らかの形でやはり治水環境をよくするため

に管理していくべき地域的な小河川というのがたくさんあるわけでございますが、そういうものの際準用河川にすることができるという道を開きまして、できるだけ地域の実情に合った管理をしてもらいたいというのが私どもの希望でござ

ります。いままでもそういうものにつきましてそれぞれ市町村が条例をつくりまして管理をしておるところが少しありますが、そういういた管理のしかたについても非常に不統一でござります。

○新井委員 では時間ですから、最後に一つだけ言つて終わりたいと思います。今まで準用河川

というものは一級、二級水系については認められておりませんけれども、あと必要なところにつ

いては準用河川が普通河川については認められておりますね。しかしながらそれについては河川数が三十四。まあそれは三十四しか希望がなかった

わけですね。本来地方自治法第二条からいきますと、河川であるとかあるいはまた道路であるとか

は、國だとかほかの公共団体の法律で認められていない部分については、地方公共団体が行政事務も開けてくるのじゃないか。そういう面で、で

きるだけ地域に即した小河川の管理ができるというものが非常に大きな特典かと考えております。

○亀山委員長 この際、去る十九日設置いたしました土地住宅問題小委員会の小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願つておりますので、土地住宅問題小委員に大村襄治君、田村良平君、葉梨信行君、浜田幸一君、古内広雄君、山本幸雄君、井上晋方君、松浦利尚君、北側義一君及び吉田之久君を、土地住宅問題委員長に田村良平君を、それぞれ指名いたしました。

なお、おばかりいたします。

土地住宅問題小委員会の小委員、小委員長の辞任の許可及び補欠選任、並びに小委員会において、参考人より意見を聽取する必要が生じました

出して、改修のときとかそういうものについてはやらなければならぬ。これが一つの水系一貫主義の考え方ではなからうかと思うわけです。そういうわけで、ただ準用河川を認めるようにしたといふことだけあっては、これは何ら実際的な効果がない、このように思うわけでございます。時間がないのでこれだけ言つておきますけれども、最後にそのことだけ大臣からちょっと答弁を聞いて終わりたいと思います。

○川崎政府委員 先ほど申し上げましたように、水系一貫の管理をする必要がないけれども、やはり地域環境的にいきまして合理的な管理をする必要があるというものについて準用河川の道を開いたわけでございますが、これによつて河川法を準用することによりまして、在来は行政管理だけをまかれておつたものが、財産管理もできる。不法な占用その他についてこれを取り締まることができる。あるいは今後の都市化に従いまして河川等も整理統合されるのじゃないかと思いますが、そういう場合に、地域によつては、これは公共下水道あるいは都市下水路といったように、自治体の判断でそういうものを整理統合する道も開けてくるのじゃないか。そういう面で、で

きるだけ地域に即した小河川の管理ができるというものが非常に大きな特典かと考えております。

○亀山委員長 御異議なしと認めます。よつて、

次回は、來たる二十六日水曜日午前十時委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたしました。

○亀山委員長 御異議なしと認めます。よつて、

次回は、來たる二十六日水曜日午前十時委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたしました。

○亀山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

場合は、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

第一類第十二号 建設委員会議録第十一号 昭和四十七年四月二十一日

昭和四十七年五月一日印刷

昭和四十七年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H